

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成30年1月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 1 調達内容

### (1) 調達件名及び数量

ア 調達件名 岩手県庁舎で使用する電気の供給

イ 数量

(ア) 契約電力 1,120キロワット

(イ) 予定使用電力量 2,616,188キロワット時

(2) 調達件名の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 履行場所 岩手県庁舎

(5) 入札方法

ア (1)の件名で契約電力及び月ごとの予定使用電力量に対し、それぞれの契約単価を乗じて算出した総額で入札に付する。

イ 入札書には、別紙として、契約電力に対する単一の単価及び年額、予定使用電力量に対する料金区分ごとの単価（同一月においては単一のものとする。）並びに月額を記載した入札内訳書を添付すること。

ウ 落札の決定は、入札書に記載された契約電力及び予定使用電力量に対する総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成29年度において岩手県が発注する物品の製造の請負又は物品の買入れに係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成29年岩手県告示第295号）に規定する特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。

(3) 入札の日において、岩手県から、物品の製造の請負又は物品の買入れに係る指名停止又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていない者であること。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項の規定による再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項の規定による更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2第1項の規定により小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けている者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

## 3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県総務部管財課 電話番号019-629-5119（郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100gに見合う郵送料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて申し込むこと。）

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年3月1日午後2時 岩手県庁舎地階管財課会議室（入札書を郵送する方法により

入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、同年2月28日午後5時までに(1)の場所に提出すること。)

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 入札への参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札への参加を希望する者は、この公告に示した入札参加者資格を有することを証明する書類及び入札説明書に示す仕様書等の書類を平成30年1月23日午後5時までに3(1)の場所に提出しなければならない。また、入札日の前日までの間において、岩手県知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札への参加 (3)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り入札に参加することができるものとする。
- (5) 入札の無効 この公告に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法 会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第100条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他
  - ア 平成30年度一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件手続きについて停止の措置を行うことがある。
  - イ 詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the required services:

About 2,616,188kWh supply of electricity to the Iwate Prefectural Government
- (2) Time-limit of tender:

2:00 p.m, 1 March, 2018 (By mail tenders must be submitted by 5:00 p.m, 28 February, 2018)
- (3) Point of contact for the notice:

Property Management Division, Department of General Affairs, Iwate Prefectural Government, 10-1 Uchimarui, Morioka-shi, Iwate 020-8570, JAPAN TEL 019-629-5119